

発議第6号

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第2項及び愛西市議会
会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

平成29年12月22日提出

提出者 愛西市議會議員

鷲野聰明

賛成者 愛西市議會議員

・石崎たか子・杉村義和・近藤 武
・島田 浩・神田康史・竹村仁司
・鬼頭勝治・八木一・高松幸雄

愛西市議會議長 大島一郎 殿

提案理由

この案を提出するのは、行財政改革及び社会情勢の変化を鑑み、常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の報酬を改定することに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年愛西市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第5条関係）

区分	議員報 酬月額	旅費				
		鉄道賃 及び船 賃	航空賃	車賃（1キロ メートルに つき）	宿泊料（1 夜につ き）	食卓料（1 夜につ き）
議長	500,000 円	実費	実費	10 円	16,500 円	2,600 円
副議長	450,000 円					
議員	400,000 円					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。